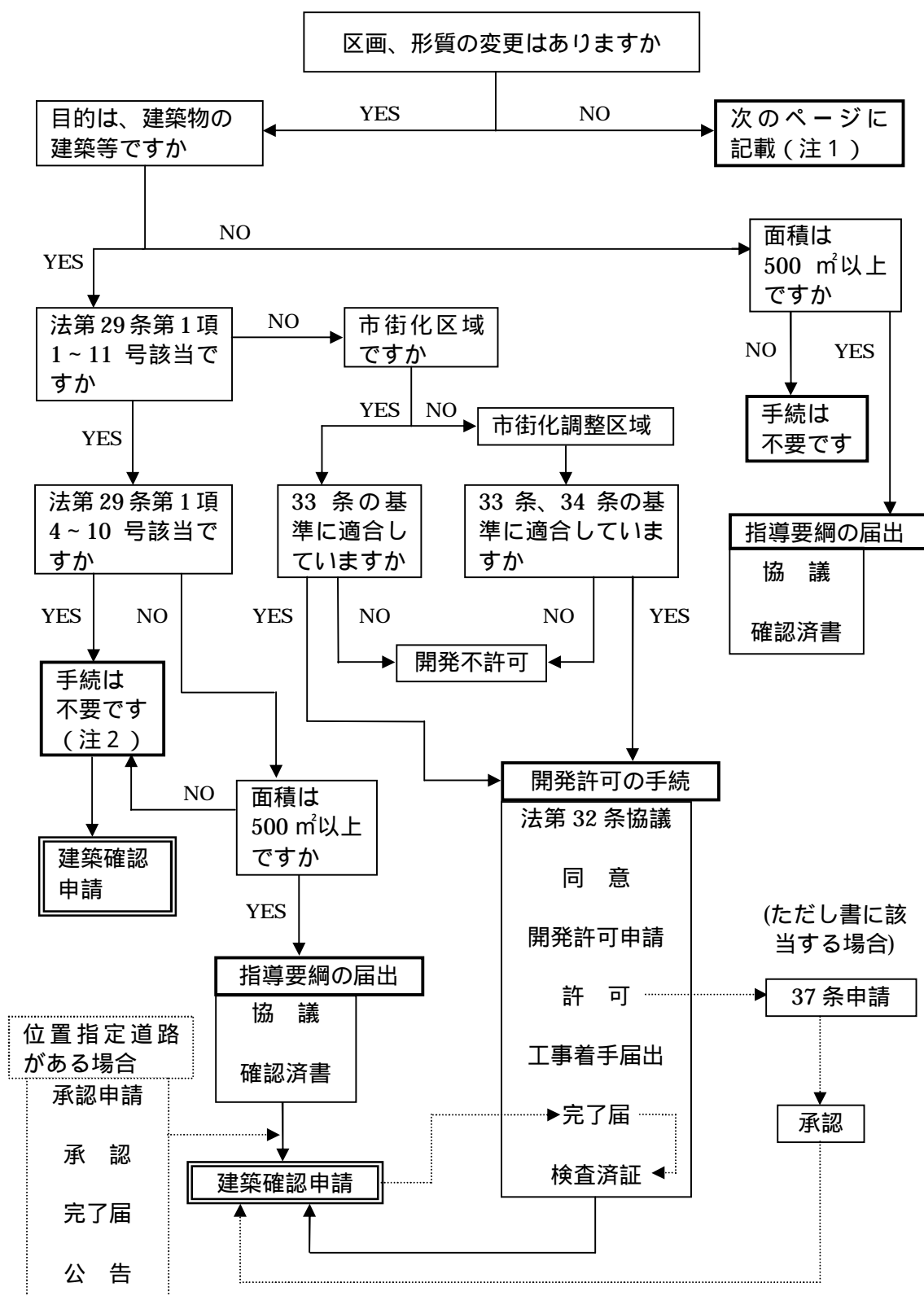


2. 線引都市計画区域の手順分岐フロー図（建築確認申請までの手続き一覧）



- (注1) 既に宅地利用されていた場合は手順は不要です。
現状に至った経過によっては、開発行為等の扱いとなることがあります。
- (注2) 建築確認に適合証明書の添付が必要な場合は、事前に適合証明書交付申請をしてください。

